

The page features two large, thin orange arcs that sweep across the top and left sides. A horizontal orange band is positioned across the middle, containing a faint, stylized silhouette of a mountain range. The text is placed to the right of this band.

第5章

都市基盤

茅野市都市計画マスタープラン

計画期間 2018年度～概ね20年間 【担当 都市計画課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

茅野市都市計画マスタープランは、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すものであり、土地利用、道路・交通等の都市施設や景観といった都市を構成する様々な要素に関して、茅野市が目指すべき取組の方向性を明確にし、実現していくことを目的として策定します。

現状と課題

- 茅野市では、平成11年3月に茅野市都市計画マスタープランを策定し、人口増加を大前提とした都市づくりを計画的に推進してきました。
- 近年、人口減少や少子高齢化が進行し、社会経済情勢は大きく変化しています。社会経済情勢の変化等に伴い策定から20年弱が経過している当計画について見直しが必要となりました。

計画の基本理念・目指す将来像

豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり

以下の4点を都市づくりの基本方針とし、「豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり」を目指します。

- ① 豊かな自然環境の保全と共生
- ② 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくり
- ③ 安心で快適なまちづくり
- ④ 協働で進めるまちづくり

施策① 土地利用の方針

八ヶ岳から市街地まで連続して繋がる、水と緑の連携軸を保全していくことを前提として、自然的土地利用と都市的土地利用のバランスある発展を目指し、本市を取り巻く様々な状況の変化に的確に対応した土地利用を総合的、計画的に進めます。

施策の柱 1-(1) 多様で豊かな自然環境、資源の保全・活用・継承

土地利用にあたっては、市域全体のバランスを重視するとともに、本市が誇る自然環境や原風景の保全と再生を図りながら未来に引き継いでいきます。

施策の柱 1-(2) 量的な拡大から質的な充実に配慮した土地利用の推進

土地利用の量的な拡大から質的な充実に目指し、多機能で多面的な土地利用、後世が継続して使い、さらにその上に積み上げていくような資産の活用と土地利用を進めます。

施策の柱 1-(3) 連続性のある土地利用と交流拠点の強化

市域全体の総合力を高めながら市域全体が調和した土地利用を進めるとともに、単に市域から見た利用でなく、連続性を重視した土地利用を進め、交流拠点としての機能強化を図ります。

施策の柱 1-(4) 「住み手」から「創り手」へ、愛着と誇りの持てる地域づくり

「住み手」である住民自ら「創り手」となり、それぞれの地域に応じた土地利用を考え、これからも住み続けたいと感じる地域づくりを目指します。

施策の柱 1- (5) 地域の総合力による活力あるまちづくりへの対応

地域の総合的な土地利用における付加価値を高めることにより、既存企業の育成や、地域住民や企業等との協力を得ながら、市全体の土地利用に配慮した対応を進めます。

施策の柱 1- (6) 土地所有者と地域、関係団体、行政が連携し協働する計画的な土地利用

自然環境と都市的機能が調和した、均衡ある持続可能な土地利用を進めるため、市民・地域・関係諸団体・行政が連携して参加・協働するシステムを推進します。

施策② 道路・交通の整備方針

茅野市では、通過交通や観光交通と生活交通が一部の道路に集中し、交通渋滞等の問題が発生しています。これらの問題を解決し、安全で快適な道路・交通体系の形成を目指します。

施策の柱 2- (1) 道路ネットワーク形成の方針

高速道路や国道、主要幹線道で構成する「骨格道路」と「都市計画道路」それぞれの位置付けを明確にし、ネットワークの形成を図ります。

施策の柱 2- (2) 交通施設整備の方針

「茅野市公共施設等総合管理計画」と連携を図りながら、「茅野市道路河川等整備計画」、「茅野市道路整備プログラム」等に基づき、より実践的な整備を進めます。

施策の柱 2- (3) 公共交通等の整備方針

「茅野市・原村生活交通確保維持改善計画」等に基づき、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの構築や生活交通の確保・維持、交通結節点の機能向上、駐車場等の整備を図り、公共交通等の整備を進めます。

施策③ その他の都市施設の方針

「茅野市公共施設等総合管理計画」と連携を図りながら、地域の特性等に配慮した公園整備、愛着の持てる河川整備、上下水道の安定したサービスの提供を計画的に行います。

施策の柱 3- (1) 公園・緑地の整備方針

「茅野市緑の基本計画」等に基づき、地域の特性や歴史、文化を踏まえながら、身近で愛着の持てる公園・緑地として、市民が日常的に利用できるよう配置・整備を目指します。

施策の柱 3- (2) 下水道の整備方針

「茅野市下水道中期ビジョン」に基づき、市民や事業者との連携のもと、安定した経営による持続可能な下水道を目指します。

施策の柱 3- (3) 上水道の整備方針

「茅野市水道ビジョン」に基づき、安全な水を継続的に供給することを基本目標として、水道施設整備・事業運営を計画的に推進します。

施策の柱 3- (4) 河川の整備方針

「茅野市道路河川等整備計画」に基づき、環境に配慮した河川整備を推進するとともに、各種関係団体等と連携した維持管理により、川に愛着を持ってもらうように努めます。

施策④ 都市環境形成の方針

地域の特色をいかしながら、自然生態系の保全に努め、茅野市らしい景観づくりを進めます。また、すべての人が、

心豊かで快適に生活することができるように居住環境整備に努めます。加えて、防災計画に基づく対策等を計画的に進め、安全な都市づくりを目指します。

施策の柱 4-(1) 自然環境の保全・活用の方針

「茅野市環境基本計画」と連携を図りながら、「茅野市緑の基本計画」等に基づき、自然生態系の保全に努めるとともに、ゆとりある環境を守り育てるため、計画的な土地利用誘導を図ります。

施策の柱 4-(2) 都市環境形成の方針

地域の特色である産業、文化及び歴史を生かしながら、「茅野市環境基本計画」と連携を図りながら、「茅野市景観計画」等に基づき、まちの景観を保全するとともに、これらと調和した茅野市らしい景観づくりを進めます。

施策の柱 4-(3) 福祉のまちづくりの方針

高齢者や障害者の方をはじめ、すべての人が心豊かで快適に生活することができるまちにするため、「茅野市地域福祉計画（福祉21ビーンズプラン）」と連携を図りながら、「茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想」等に基づき、居住環境・都市環境の整備に努めます。

施策の柱 4-(4) 災害に強いまちづくりの方針

「茅野市地域防災計画」と連携を図りながら、地震や集中豪雨などの災害に備えて、防災計画等に基づく対策等を計画的に進めることにより、安全な都市づくりを目指します。

※マスタープランの性質上、具体的な目標指標や主要事務事業は、設定していません。

茅野市道路河川等整備計画

計画期間 2018年度～2027年度 【担当 建設課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

- これまで策定してきた舗装長寿命化修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画、河川改修計画などの計画を踏まえ、道路・河川等の整備に関し優先順位を定め、着実に課題解決に向けた取組を行うため、茅野市道路河川等整備計画を策定します。
- 茅野市公共施設等総合管理計画に基づき、道路・河川分野における個別施設計画に位置付けます。

現状と課題

- 道路や橋梁といった住民の日常生活を支えるインフラ施設は、老朽化が進んでおり、計画的な修繕や長寿命化を推進する必要があります。
- 近年の異常気象によるゲリラ豪雨や台風などがもたらす大雨による被害を防ぐため、緊急性や必要性、重要性等を考慮した計画的な河川の改修、修繕を行う必要があります。

計画の基本理念・目指す将来像

快適で安全な災害に強い道路・河川等の整備充実

「災害に強い安全・安心な道路、河川の整備」、 「快適な交通体系の構築」、 「豊かな自然を活かし環境に配慮した道路・河川の整備」 の3つを基本方針とし、快適で安全な災害に強い道路・河川等の整備充実を図ります。

施策① 道路・河川管理対策

道路、河川等の区域を明確にし、実態を把握したうえで、道路、河川等の適切な管理に努めます。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2017)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
道路事故賠償件数	件/年	5	3	2022年度に設定
未登記道路用地解消数	筆/年	64	80	2022年度に設定

施策の柱 1-(1) 道路・河川管理事業

道路を常に良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないよう努めるとともに、集中豪雨や台風による大雨に備え、河川・水路の適切な管理を進めます。

■主要事務事業

- 道路・河川・水路管理
- 道路・河川・水路用地管理
- 公共物の管理

施策② 道路・河川維持対策

安全で円滑な交通の確保を図るため、道路や橋梁などの道路施設の適切な維持修繕や冬期間の除雪対応を進めます。また、災害の防止や流水の正常な機能の維持など、河川が持つ本来の機能が発揮されるよう、適切な維持修繕を行います。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2015)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
舗装等補修工事箇所数	箇所/年	415	400	2022年度に設定

施策の柱 2-(1) 道路・河川維持修繕事業

安全で円滑な交通を確保するため、路面状況や排水施設等の状況把握に努め、必要に応じて補修や更新等を実施します。また、河川施設の機能が維持されるよう、予防保全の考え方を取り入れた堆積土砂の除去等を計画的に進めます。

■主要事務事業

- 道路パトロール
- 道路・排水施設の維持修繕
- 道路環境整備
- 災害等の対応
- 河床の整備

施策の柱 2-(2) 市道除雪・融雪剤散布事業

冬期間の降雪、積雪による幅員の狭小や見通しの悪化、吹き溜まりの発生等に対し、市民生活へ影響が生じないよう、除排雪・融雪剤の散布を実施し、安全で円滑な交通の確保に努めます。

■主要事務事業

- 市道除雪・融雪剤散布

施策③ 道路・河川建設対策

「合理的かつ効果的な道路整備による安全・快適な道路網の構築」を目指し、計画的な道路改築・改良、舗装修繕等を進めます。橋梁については、定期的な点検を行い、予防保全に重きを置いた修繕を実施します。また、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)にかけて実施した河川現況調査の結果を受け、住民が安全で安心して生活するための計画的な河川改修を行います。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2017)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
生活道路改良等路線数	路線/年	—	15	2022年度に設定
橋梁修繕数(累計)	橋	15	25	2022年度に設定
河川改修数(5年間累計)	河川	—	5	2022年度に設定

施策の柱 3-(1) 道路改築・改良事業

日常生活に欠かすことができない生活道路等を、より安全に、快適に利用していただくため、道路改良、舗装改良、水路・側溝改修及び修繕工事を実施します。

■主要事務事業

- 生活道路整備事業(道路改良・舗装改良・側溝改修等)
- 幹線道路事業(中大塩)
- 幹線道路事業(2級8号線)

施策の柱 3-(2) 中・大規模道路修繕事業

市内幹線道路、生活道路の舗装について、路面性状調査や点検により、路面のひび割れ状況等を把握し、計画的な修繕を実施します。

■主要事務事業

- 生活道路整備事業(舗装修繕集中事業)
- 道路ストック点検・修繕事業(舗装修繕事業)

施策の柱 3-(3) 橋梁整備事業

橋梁の損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全的な修繕を行い、橋梁の長寿命化を図り、市内道路網の安全性・信頼性を確保します。

■主要事務事業

- 橋梁長寿命化修繕事業
- 道路ストック点検・修繕事業(道路橋法定点検委託事業)

施策の柱 3-(4) 河川整備事業

流域の住民が安全で安心して生活できるよう、流域の住民と連携した川づくり、計画的な河川改修を行います。ま

た、市街地における浸水被害を未然に防ぐため、雨水処理計画と整合した河川・水路整備を行います。

■主要事務事業

- 自然災害防止事業

施策④ 交通安全対策

安全で快適な交通環境の実現を目指し、交通安全施設の整備や交通安全意識の高揚などにより、総合的な交通安全対策を進めます。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2017)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
老朽化ミラーの更新数	基/年	1	20	2022年度に設定
交通安全教室の実施回数	回/年	64	66	2022年度に設定

施策の柱 4-(1) 交通安全施設整備事業

老朽化した道路反射鏡（カーブミラー等）や転落防止柵（ガードレール等）といった交通安全施設の計画的な整備を進めるとともに、ゾーン30や通学路交通安全プログラムの実施等により、安全で快適な交通環境の整備を進めます。

■主要事務事業

- 交通安全施設整備
- ゾーン30
- 通学路交通安全プログラム
- 交差点協議

施策の柱 4-(2) 交通安全対策事業

高齢者と子ども、歩行者と自転車を交通事故から守るため、茅野警察署、茅野交通安全協会茅野支部等と連携し、広報・啓発活動を中心に交通安全対策を進めます。

■主要事務事業

- 交通安全運動
- 高齢者交通安全モデル地区事業
- 運転者、事業者、子ども、母親等への啓発活動
- 交通安全見守り隊
- 催事等の交通安全対策

施策の柱 4-(3) 茅野駅前自転車駐輪場の管理事業

茅野駅東口及び西口にある駐輪場を適切に管理運営します。

■主要事務事業

- 茅野駅前自転車駐輪場の管理

施策⑤ 地籍調査対策

土地境界トラブルの防止、土地取引の円滑化、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、課税の適正化等といった効果が見込まれる地籍調査事業を実施します。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2017)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
調査面積(累計)	km ²	1.34	2.65	2022年度に設定

施策の柱 5-(1) 地籍調査

国の第6次国土調査事業十箇年計画に合わせ、一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積の調査を実施します。

■主要事務事業

- 地籍調査

施策の柱 5-(2) 国・県道等建設関連・バイパス対策

国道、県道等の整備に当たり、地元区と国・県等との連絡調整を行います。

■主要事務事業

- 国道20号バイパス整備事業
- 県管理の土木事業の整備促進事業

茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想

計画期間 2018年度～2027年度 【担当 建設課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

- 本基本構想は、バリアフリー法に基づき、茅野市におけるバリアフリー化の整備方針を明確にするとともに、「重点整備地区」において具体的な事業を定めることで、市内のバリアフリー化を推進するため策定します。

現状と課題

- 高齢者や障害者、子ども等をはじめ、誰もが安全・安心で快適な日常生活を営むことができるよう、公共交通機関や歩行空間の移動の円滑化、公共施設をはじめとする施設のバリアフリー化の推進が求められています。

計画の基本理念・目指す将来像

- 市民、事業者、行政など、すべての人がバリアフリーの必要性を理解し、まちにある様々な障壁（バリア）に気づき、一人ひとりがバリアフリー化に持続的に取り組むことで、高齢者、障害者等をはじめとするあらゆる人々が、くらしやすいまちづくりを目指します。

施策① 特定事業

重点整備地区内において基準に適合した道路の拡幅整備など、バリアフリー化された道路のネットワーク形成を進めます。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2017)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
特定事業に指定された道路のバリアフリー化の基準適合率	%	0%	50	100
特定事業に指定された道路の無電柱化率	%	0%	50	100

■主要事務事業

- 国道20号（坂室バイパス現道拡幅区間）、県道弘沢茅野線（宮川茅野）、県道岡谷茅野線（坂室バイパス現道拡幅影響区間）、県道茅野停車場八子ヶ峰公園線（仲町～本町）、市道2級1号（坂室バイパス現道拡幅影響区間）におけるバリアフリー化事業

茅野市景観計画

計画期間 平成22年3月～ 【担当 都市計画課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

景観法に基づき、八ヶ岳に象徴される豊かで美しい自然環境と雄大で力強い風景を守り、育て、つくり出し、将来の世代に引き継ぐことを目的に、その基本目標の実現に向け、景観づくりの方針やそのための行為の制限などについて定め、景観づくりを推進するため、茅野市景観計画を策定します。

現状と課題

- 茅野市は八ヶ岳西南麓の広大な裾野に多くの集落や農耕地があり、JR茅野駅を中心に市街地が広がっています。道路は市街地を中心に放射状に各集落を結んでいます。
- 八ヶ岳連峰、蓼科山、車山にかけての雄大な山岳地帯を眺めることができますが、屋外広告物の乱立、周辺環境にそぐわない外壁色の建物なども問題となっています。

計画の基本理念・目指す将来像

八ヶ岳の眺望と調和した ふるさと茅野のまちづくり ～優れた景観を守りつつ～

私たちは、誰もが快適で心地よい生活を営むことができるよう、地域の特色である産業、文化及び歴史を生かしながら、このまちの景観を保全するとともに、これらと調和した茅野市らしい景観づくりを目指します。

施策① 景観づくりのための行為の制限

建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び土石採取等は、景観に与える影響が大きいため、一定規模以上の行為について届出を義務付けます。また、形態・意匠や材料、色彩、敷地内緑化、広告物、法面等について、定められた基準に適合しなければ行為に着手できないよう制限します。

■主要事務事業

- 景観づくり推進事業

施策② 景観づくり重点地区の指定方針

地区の特性に応じた景観づくりを特に推進すべき地区を景観づくり重点地区として指定し、きめ細かく、かつ地区の生活や活動に密着した独自の景観づくりを誘導します。

■主要事務事業

- 景観づくり推進事業

施策③ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

周辺地域の情景を特徴付け、良好な景観の育成に資する建造物または樹木を指定し、所有者の協力を得ながら維持、保全及び継承していきます。

施策の柱 3-(1) 景観重要建造物の指定

周辺地域の情景を特徴付ける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観の育成に資するものを、景観重要建造物として指定します。

■主要事務事業

- 景観づくり推進事業

施策の柱 3-(2) 景観重要樹木の指定

周辺地域の情景を特徴付ける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを景観重要樹木として指定します。

■主要事務事業

- 景観づくり推進事業

施策④ 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為を制限し、景観づくりの基本的な方針との調和が保たれるようにします。

■主要事務事業

- 景観づくり推進事業

施策⑤ 景観重要公共施設の指定方針

景観の育成に重要な影響を与える特定公共施設を、景観重要公共施設として指定し、整備に努めていきます。

■主要事務事業

- 景観づくり推進事業

※計画の性質上、具体的な目標指標は、設定していません。

茅野市住生活基本計画

計画期間 2018年度～2027年度 【担当 都市計画課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

少子高齢化、人口減少など社会情勢の変化における住環境の整備や、問題となっている空き家対策など、茅野市の住生活を取り巻く様々な問題に対して適切に対応し、市民が安全・安心で豊かな住まいづくりを実現するための住宅施策を総合的かつ体系的に推進していくことを目的とします。

現状と課題

- 高齢者、障害者、低所得者等の住宅確保要配慮者が困難なく住宅を確保し、安心して住み続けられるよう、支援が必要です。
- 持ち家率が非常に高い状況で、既存ストックの有効活用、安全性確保や環境への配慮が必要となっています。
- 安心・安全な住宅地の形成を図るため、老朽建物の耐震診断及び耐震補強の支援が急務となっています。
- 空き家は年々増加傾向にあり、適正管理・利活用、発生抑制が必要となっています。
- 約1万戸を数える別荘の地域資源としての利活用が課題となっています。

計画の基本理念・目指す将来像

人も住宅も安全で安心 豊かな住まいづくりをめざして

- 住民一人ひとりが安全に暮らせ、住民同士が支え合える地域である「人が安全で安心」な住まいづくりを進めます。
- 今ある住まいを長く大切に使い、「安全で安心な住宅」を本市の資産として活用していきます。
- 生活環境や都市基盤を整備し、まち並みや景観が美しいまち、市民が愛着と誇りを持った住みよい住まいづくりをめざします。

施策① 安心でやさしい住まいづくり

住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギー使用の合理性その他の住宅の品質又は性能に関して、その維持及び向上を図り、将来の市民の住生活の基盤となる良質で災害に強い住宅ストックの形成を進めます。

■目標指標

指標名	単位	現況値	中間目標 (2023)	最終目標 (2027)
民間住宅の耐震化率	%	83.8(2016)	95	95
高齢者のための設備がある住宅の割合	%	46.7(2013)	52	54
災害危険個所の改修箇所数	箇所/年	3(2017)	3	3

施策の柱 1-(1) 将来に対応した住まいづくり

次世代省エネ基準住宅等の普及を図るとともに、高齢者が地域で安全に安心して暮らすことができるよう、住宅のバリアフリー化を進めます。

■主要事務事業

- 省エネルギー活用の推進事業
- 在宅生活の推進事業

施策の柱 1-(2) 災害に強いストック形成

地震に伴う倒壊等による被害を軽減し、市民の生命及び財産を保護するため、耐震診断と耐震改修を促進します。

■主要事務事業

- 建築物耐震改修事業

施策② 良質な居住環境を維持できる住まいづくり

リフォーム等の適切な維持・保全に関する情報の提供を行い、既存住宅の性能向上を促進します。また、新たに建設される住宅の質の向上を誘導し、良質な住宅のストックの形成を図ります。

■目標指標

指標名	単位	現況値	中間目標 (2023)	最終目標 (2027)
リフォーム実施戸数の割合	%	29.5	35	40
住宅団地販売残数	件	94	50	0

施策の柱 2-(1) 住宅ストックの良質化

新たに建設される住宅の質の向上を誘導し、良好な住宅の普及を促進するとともに、リフォームによる既存住宅の機能向上を推進します。

■主要事務事業

- 建築確認申請関連事務
- 安心快適住宅改修事業
- 子育て世帯住宅改修事業
- 民間建築物アスベスト対策事業

施策の柱 2-(2) 快適な居住環境の形成

市で販売する住宅団地の販売、市営住宅跡地の販売を通じて、快適な居住環境の形成を図ります。

■主要事務事業

- 住宅団地販売促進事業
- 公営住宅用地活用事業

施策③ ライフスタイルに対応できる住まいづくり

多様なライフスタイルに対応した新たな居住の誘導を図り、将来的な移住・定住につなげるため、空き家や別荘の有効活用を進めます。

■目標指標

指標名	単位	現況値	中間目標 (2023)	最終目標 (2027)
空家住宅改修件数	件/年	6	10	10
空き家・中古住宅流通件数	件/年	6	10	20

施策の柱 3-(1) 住宅ストックの活用

空き家の適正な管理、楽園信州ちの空き家バンクなどによる利活用、既存住宅の価値向上を反映した評価方法の普及・定着を推進します。

■主要事務事業

- 空家住宅改修事業
- 空き家対策事業

施策の柱 3-(2) 別荘地の充実

別荘開発業者と連携し、既存別荘所有者に対する情報提供や二地域居住の実現に向けた環境整備による活用促進を図り、新たな別荘需要の拡大を目指します。

■主要事務事業

- 情報の発信事業
- 民間事業者との連携強化事業

施策④ 安定した暮らしを確保できる住まいづくり

住宅に困窮する世帯へ適切な供給を確保しつつ、市営住宅の計画的な改修を進めストックの基本性能の向上を図ります。また、民間賃貸住宅も含めた住宅市場全体で住宅セーティネットの充実を図ります。

■目標指標

指標名	単位	現況値	中間目標 (2023)	最終目標 (2027)
市営住宅改善率	%	29.7	50	80
サービス付高齢者向け住宅の建設促進	棟	3	4	6
最低居住面積水準未達率	%	1.7	—	早期に解消

施策の柱 4-(1) 適正な市営住宅の運営

「茅野市公営住宅等長寿命化計画」に基づいた計画的な改善・改修・除却により適切な管理戸数と居住水準を確保し、住宅確保要配慮者に公平かつ的確に供給します。

■主要事務事業

- 市営住宅維持管理業務
- 市営住宅改善事業
- サンコーポラス旭ヶ丘管理業務

施策の柱 4-(2) 住宅確保要配慮者への居住安定の確保

賃貸住宅管理者、居住支援を行う団体等と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。また、高齢者のための医療、介護などと連携した「サービス付高齢者向け住宅」の供給を推進します。

■主要事務事業

- 民間賃貸住宅への入居支援事業
- サービス付高齢者向け住宅の供給促進事業

茅野市建築物耐震改修促進計画

計画期間 2016年度～2020年度 【担当 都市計画課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として、茅野市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定します。

現状と課題

- 大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっています。平成7年1月の阪神・淡路大震災では、死者の約9割が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。
- 国において、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとし、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置付けられています。

計画の基本理念・目指す将来像

茅野市内の既存建築物に対する耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ります。

施策① 建築物の耐震化の促進

昭和56年5月31日以前に着工された住宅等の所有者にとって、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、その促進を図ります。

■目標指標

指標名	単位	現況値	最終目標 (2020)
住宅耐震化率	%	81.3(2015)	90
多数のものが利用する特定建築物耐震化率	%	72.6(2015)	90
重点地区耐震化啓発戸別訪問戸数(累計)	戸数	409(2017)	2,123

施策の柱 1-(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

県や関係団体等と連携し、建築物の所有者が安心して耐震診断や耐震改修等を行える環境を整備します。

■主要事務事業

- 建築物耐震改修促進事業
- 重点地区耐震化啓発戸別訪問事業

施策の柱 1-(2) 建築物の耐震化に対する啓発及び知識の普及

建築物の耐震性の向上に関する啓発及び知識の普及を積極的に進めます。

■主要事務事業

- 建築物耐震改修促進事業
- 重点地区耐震化啓発事業

茅野市空家等対策計画

計画期間 2017年度～2027年度 【担当 都市計画課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、茅野市内の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、本計画を策定します。

現状と課題

- 高齢者や単身世帯の増加、相続放棄、建物の除却費用の負担など、様々な要因により、茅野市でも空家等が増加しています。
- 建物が適正に維持管理されていないことに伴い、地域住民の生活環境に防災、衛生、景観上の深刻な影響を及ぼしています。

計画の基本理念・目指す将来像

快適で安らぎのあるまちづくりを目指して、住環境の保全と地域活性化のため、以下の3点を基本的な方針とします。

- 快適な住環境の保全
- 安全で安心なまちづくりの推進
- 空家等の利活用による地域活性化の促進

施策① 空家等対策の推進

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、市民の生活環境の保全及び空家等の活用を促進します。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2017)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
空き家対策年間情報発信回数	回/年	2	2	2
空き家住宅改修実施件数	件/年	4	10	10

施策の柱 1-(1) 快適な住環境の保全

空家等の適切な管理を促進するとともに、空家等の発生そのものを抑制するための取組により、快適な住環境の保全を目指します。

■主要事務事業

- 空家等対策事業

施策の柱 1-(2) 安全で安心なまちづくりの推進

地域住民や関係機関との連携を図りながら、適切に対処することで、市民が安全で、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

■主要事務事業

- 空家等対策事業

施策の柱 1-(3) 空家等の利活用による地域活性化の促進

空家等を地域資源と捉え、住宅やセカンドハウス、店舗、工場などとして利用してもらえるよう所有者に対して利活用を促すことで、市場への流通を促進し、地域の活性化を目指します。

■主要事務事業

- 空家等対策事業

茅野市公営住宅等長寿命化計画

計画期間 2018年度～2027年度 【担当 都市計画課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

本計画は、住宅確保要配慮者の安心・安全で快適な暮らしを確保するため、市営住宅のストック有効活用と長寿命化を図りながら、居住環境の改善を図ることを目的に策定します。

現状と課題

- 管理戸数337戸のうち144戸（約43%）が耐用年限を超過しており、老朽化が激しく入居者の安全性の維持が困難な状況です。
- 市営住宅に入居する世帯のうち最低居住面積水準を満たさない住戸の世帯数は5世帯（1.8%）となっています。

計画の基本理念・目指す将来像

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など）の安心・安全で快適な暮らしを確保するため、長寿命化、居住環境の質向上のための的確な日常の維持修繕、中長期的な計画的改善をしながら、既存市営住宅ストックの有効利用を図ります。

施策① 居住環境の向上と適正な管理

老朽化した市営住宅ストックを適切に維持修繕するとともに、長寿命化のための改善工事を実施します。比較的新しいストックについては、セーフティネットとしての住まいの質向上のための改善を図ります。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2017)	中間目標 (2020)	最終目標 (2024)
浴室改修	戸	24	125	274
外壁塗装	棟	4	17	44

施策の柱 1- (1) 居住環境の改善

入浴設備が設置されていない住宅の解消など住宅の質の向上を図り、適正な維持管理を行うことにより、「住める」から「住みたくなる」住宅を目指します。

■主要事務事業

- 市営住宅改善事業
- 市営住宅維持管理業務

施策の柱 1- (2) 市営住宅ストックの長寿命化

長期的に活用するストックについては、長寿命化を図るための計画的な修繕を実施しつつ更新コストの削減を図ります。廃止とするストックについては、修繕を必要最小限に抑え、居住環境の整った団地住戸への集約・移転を検討します。

■主要事務事業

- 市営住宅改善事業
- 市営住宅維持管理業務

施策② 社会情勢に応じた住まいの確保

入居者の高齢化や少子化人口減少などの社会情勢に対応するため、市営住宅の既存ストックを改善し、活用します。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2017)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
住戸の高齢化対応	%	11	15	20
サンコーポラス旭ヶ丘入居率	%	65	80	100

施策の柱 2-(1) 住宅セーフティネット機能の発揮

多様な住宅確保要配慮者世帯の居住の安定を図るため、福祉部局と連携を図り、優先入居などによる的確な住宅の提供を行います。

■主要事務事業

- 市営住宅改善事業
- 市営住宅維持管理業務

施策の柱 2-(2) 人口定着への対応

子育て世帯が入居しやすい住宅の整備等に加えて、移住促進を図るため移住体験受入れなど入居要件拡大を検討します。

■主要事務事業

- 市営住宅改善事業
- サンコーポラス旭ヶ丘住宅管理事業

茅野市水道ビジョン

計画期間 2018年度～2027年度 【担当 水道課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

- 本市上水道を取り巻く環境が変化していること、国の水道ビジョンが見直されたことから、これまでの取組や新たな課題を踏まえ、茅野市水道ビジョンを改定しました。
- 本計画は、国の「新水道ビジョン」を上位計画にし、「第5次茅野市総合計画」の都市基盤分野の分野別計画として位置付けます。

現状と課題

- 平成23年(2011年)に「茅野市水道ビジョン」を策定し、現在まで紫外線処理施設の導入、老朽化施設・管路の更新、水道事業の統合等様々な方策を進めてきました。
- 改定前のビジョン策定後、国では、「新水道ビジョン」を策定、長野県では、「長野県水道ビジョン」が策定されるなど、茅野市の水道事業を取り巻く環境が大きく変化しました。
- 将来の給水人口の減少に伴う給水収益の減少、老朽化施設の大量更新、大規模地震対策等により、水道事業を取り巻く環境は、今後より一層厳しくなっていくと予想されます。

計画の基本理念・目指す将来像

やさしさと活力あるまち 明日につなぐ上水道〈安全で良質な水の提供〉

- 水道事業が抱える安全性・安定性の確保や需要者へのサービスの継続的な向上、環境対策等、多様で高度な課題に対して、安全で良質な水を明日につなげることを目的とします。
- 水道施設の急速な老朽化や厳しい財政状況の中で、取水施設から給・配水施設までの各水道の施設・設備が健全な機能を発揮し、安全な水を継続的に供給できるようにすることを目的とします。

施策① 安全：安全でおいしい水の供給

水道水には、クリプトスポリジウム等の様々なリスクが存在することから、水源から蛇口までの品質管理を徹底し、より安全でおいしい水の確保に努めます。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2016)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
紫外線処理設備の設置数	カ所	2	3	5
水質検査結果の公開	回	毎年	毎年	毎年

施策の柱 1-(1) 水源の適切な管理と保全

安全で安定した水道水の供給を確保するために、水源の水質監視強化及び周辺の保護に努めます。また、クリプトスポリジウム等の対策を講じることで、水道水の安全性を確保します。

■主要事務事業

- クリプトスポリジウム等対策
- 水源水質の監視強化並びに水源及び周辺の保護の推進

施策の柱 1-(2) 水質管理の徹底

水道水の安全性とおいしい水の確保の観点から、水安全計画を検討するとともに、残留塩素の管理を徹底します。

■主要事務事業

- 残留塩素の管理徹底
- 水安全計画の検討
- 貯水槽水道の適切な管理

施策の柱 1- (3) 適切な水源計画

蓼科地区の豊富な湧水を活用し、エネルギー損失の少ない水道システムの構築を図ります。

■主要事務事業

- 湧水を有効利用した計画の推進
- 地域特性や水需要形態を考慮した水源計画の推進

施策② 強靱：災害に強く強靱でしなやかな水道

地震等の災害時においても水道水を安定的に供給するため、水道施設や管路の耐震化を図ります。また、災害時においても、迅速な応急復旧や応急給水が図れるように、危機管理マニュアルの整備と訓練に努めます。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2016)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
基幹管路耐震化率	%	9.4	17.2	25
配水池耐震化率	%	12.6	21.3	30

施策の柱 2- (1) 災害に備えた安定供給の確保

地震等の災害時においても水道水を安定的に供給するため、水道施設等の耐震化を図ります。特に、重要給水施設（避難所や病院等）については、震災直後においても水道水が供給できるように施設の耐震化を優先的に図ります。

■主要事務事業

- 重要給水施設管路の耐震化
- 基幹管路の耐震化
- 基幹施設（配水池等）の耐震化
- 耐震性の低い管路の耐震化

施策の柱 2- (2) 迅速な応急対策と復旧体制

地震等の災害時においても、迅速な給水体制を確保するために、危機管理マニュアルの検討や災害時を想定した訓練を実施します。

■主要事務事業

- 災害による被災水道施設の迅速な復旧体制の構築
- 危機管理マニュアルの検討

施策③ 持続：将来に続く持続可能な事業運営

今後、水需要の減少に伴い、給水収益の減少が見込まれるが、水道施設の更新需要は増大傾向にあります。将来にわたって健全な事業運営を持続するために、将来の水需要予測を踏まえて、更新時の施設の適正化、施設の長寿命化、事業の効率化を図りながら、健全かつ透明性のある事業運営を維持します。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2016)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
石綿セメント管の延長	km	21.5	11	0
経常収支比率	%	131	100以上	100以上
普及率	%	99.9	99.9	100
有収率	%	79	84	90

施策の柱 3- (1) 経年劣化した水道施設の更新

水道施設等については、今後、耐用年数を迎えるものが増加するため、重要度・優先度等を勘案し、計画的に改築更新を進めます。

■主要事務事業

- 老朽化施設（配水池・設備等）や管路の計画的な更新
- 石綿セメント管の計画的な更新

施策の柱 3-(2) 安定給水向上のための施設整備

今後、人口の減少に伴い水需要の減少が予測されることから、改築更新時には将来の水需要を見込んだ配水池の容量及び配置とします。

■主要事務事業

- 水需要に応じた配水系統の再構築（施設の統廃合等）
- 配水池容量の不足解消と増強

施策の柱 3-(3) 施設管理水準の向上

水道施設等を予防保全し延命化するために、維持管理マニュアル等の検討を進めます。

■主要事務事業

- 維持管理マニュアル等の検討

施策の柱 3-(4) 経営基盤の強化

今後、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことから、経営の効率化等による経営基盤の強化に努めます。

■主要事務事業

- 事業の効率化等による運営基盤の強化
- 給水区域内の未接続者の解消

施策の柱 3-(5) 業務体制の強化と効率化

技術系職員の高齢化による若い世代への技術の継承や民間委託等による事業の効率化を図ります。

■主要事務事業

- 水道施設管理の外部委託推進の検討
- 水道技術知識の維持・向上と技術の継承

施策の柱 3-(6) 水道利用者サービスの向上

水道利用者水道事業について理解を深めてもらうために、各種情報提供の充実を図ります。

■主要事務事業

- 水道利用者サービスの向上

施策の柱 3-(7) 環境対策

水道事業全体を通じて、水資源の有効活用や未利用エネルギーを活用することで環境負荷を軽減します。

■主要事務事業

- 管路施設を利用した小水力発電設備の導入
- 漏水対策の推進による有収率の向上
- マテリアルフローコスト会計の適用

施策の柱 3-(8) 国・県及び他事業体との連携強化

国・県及び近隣事業体との連携を強化し、危機管理体制の強化に努めます。

■主要事務事業

- 国・県及び他事業体との連携

茅野市下水道中期ビジョン

計画期間 2018年度～2027年度 【担当 水道課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

- 本市下水道を取り巻く環境が変化していることから、これまでの取組や新たな課題を踏まえ、茅野市下水道中期ビジョンを改定しました。
- 本計画は、第5次茅野市総合計画の都市基盤分野の分野別計画として位置付けます。

現状と課題

- 平成23年（2011年）3月に下水道事業の方向性を示す「茅野市下水道中期ビジョン」を策定し、各種事業を進めてきました。
- 改定前のビジョン策定後、国では、平成26年（2014年）に下水道ビジョンを改定、平成27年（2015年）には下水道法を改正し、持続可能な事業運営のための施策が示されました。また、長野県では、「持続可能な生活排水対策ビジョン」として「水循環・資源循環のみち2015構想」が策定されるなど、茅野市の下水道事業を取り巻く環境が大きく変化しました。
- 下水道人口普及率96.7%となり、全戸水洗化に向けた下水道整備から、既存施設のストックマネジメントを中心とした管理運営に軸足を移す時代を迎えています。

計画の基本理念・目指す将来像

快適で安全な暮らしを支え続ける下水道

第5次茅野市総合計画で目指す将来像を実現すべく、都市基盤の一つとして、まちづくりに貢献し、市民の暮らしを支えることを目的とします。

- 市民が長く住みたいまちであり続けるために、質の高い下水道サービスの提供を目指します。
- 次世代が下水道を安心して使い続けられるよう、下水道を守り、育て、そして引き継いでいきます。
- 市民や事業者と連携して、下水道が将来あるべき姿の実現を目指します。

施策① 快適な暮らしの実現と持続

未普及区域に対する整備を進めるとともに、施設の適切な管理を継続的に行い、下水道を持続的に使用できる環境を守ります。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2016)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
下水道普及率	%	96.7	97.3	98
接続率	%	98.9	99.4	100
改築更新対策延長	km	2.2	18.6	35

施策の柱 1-(1) 未普及区域の整備推進

蓼科地区の事業計画区域内の整備を進め、他の未整備区域については計画的に整備を進めます。

■主要事務事業

- 蓼科地区の下水道事業計画区域内の整備
- 未普及区域の整備（汚水管きょの布設）

施策の柱 1-(2) 未接続家屋の解消対策

下水道が使用できる区域であるが、接続していない家屋があることから、下水道に接続するように臨戸訪問等で理

解を求めます。

■主要事務事業

- 接続状況調査及び状況分析
- 個別訪問等の啓発活動

施策の柱 1- (3) 下水道施設のストックマネジメント

下水道管きよの布設から40年以上が経過し、事故等が発生する可能性が増えていることから、施設の健全な延命化も含めたストックマネジメントを実施して、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

■主要事務事業

- 施設の計画的な点検・調査の実施
- 幹線管きよの改築更新

施策② 安全で安心な暮らしの実現

下水道は、市民の生活はもとより生命財産を守る重要な都市施設であるため、地震や豪雨時においても、市民が安心して暮らせる環境をつくります。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2016)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
地震対策延長	km	50	67	85

施策の柱 2- (1) 地震対策事業の推進

大規模地震時においても、下水道の機能が停止しないよう対策に努めます。

■主要事務事業

- 幹線管きよの地震対策
- 下水道BCP（業務継続計画）の実践

施策の柱 2- (2) 雨水排水施設の整備推進

雨水排水施設の整備を進め、浸水被害の軽減を図ります。

■主要事務事業

- 雨水排水施設の整備（区画整理事業）
- 防災マップでの啓発等による自助促進

施策③ 安定した経営の確保

快適な生活等を支えている下水道機能を維持するためには、経営の安定が必要となります。そのため、経営戦略に基づいた長期的な視野に立った事業運営に努めます。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2016)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
経常収支比率	%	121	100%以上	100%以上

施策の柱 3- (1) 経営基盤の強化

「経営戦略」をもとに、適切な人員配置及び業務の効率化、各種運営コスト縮減とともに、使用料収入の確保に努め、長期的視野に立った健全な事業運営に努めます。

■主要事務事業

- 収入と支出の適正化による健全な事業運営
- 長野県（諏訪湖流域下水道）との連携
- 下水道事業の見える化（市民・事業者の下水道に対する理解促進）

茅野市・原村生活交通確保維持改善計画

計画期間 2018年度～2020年度 【担当 地域戦略課】

計画策定の趣旨・目的・位置付け

地域内交通を確保するために、茅野市・原村が相互に連携した協議会を設け、効率的で交通弱者や来訪者に配慮した公共交通網の構築に取り組むため、本計画を策定します。

現状と課題

- モータリゼーションの進展に伴い、バス利用者は年々減少し、事業者が営利事業として成り立っていくことが困難になっており、路線廃止や路線縮小などの見直しが行われています。
- 高齢者や障害者等、交通弱者の移動手段として確保する必要があり、平成28年10月からは福祉バスビーナちゃんと路線バスを統合し、新たなバス交通に再編をしました。
- 年々増加するバス運行経費の負担や観光客の2次交通、免許返納者の足の確保など、多様化した課題があります。

計画の基本理念・目指す将来像

- 障害者や高齢者等の交通弱者だけでなく、すべての市民が利用しやすい交通手段のあり方を検討し、構築していきます。
- 観光客の移動手段を確保することにより、観光振興にもつなげていきます。
- 運行体系を再構築することにより、バス事業者の経費の削減、効率的な運行を実現していきます。

施策① 地域内公共交通の構築

地域内交通を確保するために交通弱者や来訪者に配慮した公共交通網を構築し、JRや原村循環線、かりんちゃんバスとの乗り継ぎ等、利便性の向上を図ります。

■目標指標

指標名	単位	現況値 (2017)	中間目標 (2022)	最終目標 (2027)
バス利用者の満足度	%	76.5	82.0	100
1便当たりのバス乗車人数	人	5.7	7.0	9

施策の柱 1-(1) 地域内バス運行への支援

茅野市と原村が連携し、国の支援を受け運行するため地域内フィーダー系統確保維持計画による運行支援を行うとともに、旧ビーナちゃんバス路線や廃止・代替路線の運行支援を行う。

■主要事務事業

- バス交通確保事業

施策の柱 1-(2) 地域内バス交通の構築

不採算路線の申し入れを受け、茅野市と原村において茅野市・原村地域公共交通活性化協議会を設置し、実証運行を経て現行のバス路線の構築に至っています。引き続き利便性を高めたバス交通の構築を図ります。

■主要事務事業

- 茅野市・原村地域公共交通活性化協議会運営事業

